

職場における労働災害防止対策の推進について

日頃より労働基準行政の推進につきましてご協力いただき厚くお礼申し上げます。さて、当署では、2018年度を初年度とした第13次立川署労働災害防止計画を策定し、死亡災害等の重篤な労働災害の撲滅と2017年と比較して休業4日以上の死傷者数を5%以上減少させることを目標として取組を行っているところです。

当署管内における労働災害は、労使の皆様をはじめ、関係各位のご尽力により長期的には着実に減少してきています。しかしながら、令和2年の休業4日以上の死傷者数は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、前年に比べ増加となりました。また、高所からの墜落による死傷災害の発生、暑熱な環境における熱中症など、重大な災害も発生しており、いまだ対策が必要とされる状況にあります。

当署における死傷災害768人のうち、**7割近くの534人が小売業や飲食店、社会福祉施設等の第三次産業に従事する方々でした**。労働災害全体に占める第三次産業の割合は年々増加し続けています。業種ごとの差はあるものの、第三次産業においては、転倒、腰痛・捻挫の割合が高くなっています。

労働災害の増加には、様々な背景があるものと考えられます。経済の活性化、経験豊富な現場管理者や技能労働者をはじめとする人手不足などもその一因と考えられます。

しかしながら、発生した死亡災害をはじめとする重大な労働災害を個別にみると、**基本的な安全管理の取組が徹底されていないことによるものが多数見られ、安全衛生管理体制がおろそかになっている状況が懸念されます**。

労働災害は本来あってはならないものであり、特に死亡災害を発生させないためには、経営トップの強い意識のもと、不断の取組が必要です。

労働災害のない職場づくりを進めることは、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上でも、大きなメリットをもたらします。

7月1日から7日までの全国安全週間を控え、準備期間である6月は、事業場の安全について点検を行う良い機会でもあります。

事業者の皆様におかれましては、次頁の事項に特にご留意の上、死亡災害の未然防止及び労働災害全体の減少に向け、労働安全及び衛生のための活動を行っていただきますよう要請いたします。

令和3年5月



立川労働基準監督署長

田中 宏治

職場の安全・衛生のための活動

東京都内では、1年間に約**40人**の方が労働災害で亡くなっています。

労働災害を防止するため、以下の事項に取り組みましょう！

■ 経営トップの意識が重要です！

安全で衛生的な職場環境を実現するためには、企業内の体制を整備する必要があります。この観点から、経営トップが方針を表明し、職場の安全衛生に対する意識や取組をご確認ください。

■ 安全衛生管理体制は確立されていますか？

労働災害を防止するには、企業の自主的活動が不可欠です。

このため、安全管理者などの法定の管理者を選任し、適切な職務を行わせているか、活動実態はあるかなどをご確認ください。

また、第三次産業の一部業種など、安全管理者等を置くことが法的義務となっていない事業場においても、安全衛生に関する担当者（安全推進者）を置き、職場環境の改善や作業方法の改善、労働者への安全教育や意識啓発の取組を行ってください。

■ 職場内の危険を洗い出し、順次改善しましょう！

機械設備や生産工程の多様化・複雑化に伴い、個々の事業場に応じた危険性の把握が一層重要となっています。

このため、職場内の危険性を調査し、必要な措置を講じること（リスクアセスメント）は、事業者の責務とされています。職場内の危険な場所や作業内容を不斷に確認し、危険性の高いものから順次改善を行ってください。

■ 労働者1人1人に対する意識啓発をお願いします

職場での転倒や、移動中の交通事故など、労働者1人1人の安全意識が重要な労働災害の割合が増えてきています。

死亡災害などの重篤な災害を防ぐためには、労働者自身が危険性を事前に察知することも重要なことです。

この観点から、労働者1人1人に対し、事業場内の設備や作業内容等に応じた安全衛生に関する教育、労働災害防止のための意識啓発の取組をお願いします。

■ 新型コロナウイルス感染症対策について十分ご留意をお願いします



職場での新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するためのチェックリストを活用頂き、事業場の実態に即した、実行可能な感染拡大防止対策をお願いします。

⇨ チェックリストはこちら

トップが打ち出す方針
みんなで共有
生み出す安全・安心



東京労働局・労働基準監督署

首都東京で働く人の労働災害を防ぎましょう！
東京労働局では、第13次労働災害防止計画に基づく取組を推進しています。

例 平成 年 月 日
令和 年 月 日

安全衛生方針

当社は、「従業員の安全」は、「お客様の安全」の題であるとの理念に基づき、安全衛生の基本方針を以下のとおり定め、運営者、従業員一丸となって労働災害防止活動の推進に努めます。

安全衛生の基本方針

- ①安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図る
- ②労使とのコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じる
- ③すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生遵守に必要な十分な教育・訓練を実施する
- ④上記の実行に当たっては適切な経営資源を投じし、効果的な改善を継続的に実施する

会社名 株式会社●スーパー
代表者 代表取締役 東山太郎
(略字で可)



[コドモ]
両手で荷物を持ったての移動は
転倒危険！



東京労働局HP